

「いわて旅割キャンペーン業務」

企画コンペ実施要領

令和 8 年 3 月
岩 手 県

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「いわて旅割キャンペーン業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 本業務の概要

(1) 業務件名及び数量

いわて旅割キャンペーン業務 一式

(2) 委託期間

委託契約締結の日から令和9年3月26日（金）まで

(3) 募集する企画提案の内容

資料2「業務仕様書」のとおり

(4) 委託料の上限額

1,238,205千円以内（税込）うち割引原資：1,115,500千円（課税対象外）

※ 本事業は、令和8年度一般会計予算の成立を前提として公募を行っていることから、令和8年度一般会計予算が議決されなかった場合は、本件業務委託手続きの停止措置を行う。

2 参加者の資格要件等

参加者は、下記に記載する企画コンペ参加資格（以下「参加資格」という。）の要件を全て満たしている者であり、かつ、岩手県知事から参加資格の確認を受けた者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、構成する者のいずれもが参加要件を満たす者とし、代表者を定めた上で企画コンペに参加するものとする。その場合、県との契約の当事者は当該代表者とする。

記

〔参加資格の要件〕

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 本業務の実施について、県の要求に応じて即時に県庁に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
※ なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。
- (7) 参加資格確認申請書類の提出の日から受候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。

- (8) (7)に掲げる期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準(平成7年2月9日建振第281号)、建設関連業務に係る指名停止等措置基準(平成18年6月6日建技第141号)、物品購入等に係る指名停止等措置基準(平成12年3月30日出総第24号)などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (9) 共同提案の場合、当該共同提案のほかに単独での企画提案をしていない者であること。

3 企画コンペ手続き等に関する事項

(1) 担当課

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県庁2階
岩手県商工労働観光部観光・プロモーション室
TEL:019-629-5574 FAX:019-623-2001 e-mail:AE0006@pref.iwate.jp

(2) 関係書類の交付

企画コンペ手続き等に関する下記の要領等について、岩手県ホームページトップページ右上端「県政情報」>「入札・コンペ・公募情報」>「コンペ」>「コンペ参加者募集情報」内に掲載する。

資料1	企画コンペ実施要領(本書)
資料2	業務仕様書
資料3	企画提案審査要領

(3) 企画コンペ説明会について

行わない。

(4) 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

実施要領等に関する質問がある場合は、次により受け付ける。

- ア 受付期間 令和8年3月17日(火)午後5時[必着]
- イ 受付場所 3(1)に同じ。
- ウ 提出方法 【様式1】「実施要領等に関する質問票」に簡潔に記入の上、電子メールにより提出すること。
- エ 回答方法 受け付けた質問については、原則として、電子メールにより回答するとともに、質問事項と回答事項を取りまとめ、岩手県公式ホームページに掲載する。
- オ 回答期限 令和8年3月19日(木)とする。

(5) 参加届出書類の提出

参加者は、参加資格確認申請書等を次により提出すること。

ア 参加届出書類

【様式2】参加資格確認申請書
【様式3】会社概要及び過去3年間の類似事業の主な受注等実績

※ 共同提案の場合は、代表者以外の構成員についても、それぞれ様式3を提出すること。

イ 提出部数

各1部

ウ 提出期限

令和8年3月17日(火)午後5時[必着]

エ 提出先

3(1)に同じ。

オ 提出方法

(7) 持参又は郵送により提出すること。

- (イ) 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参すること。
- (ウ) 郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて期日までに提出すること。

カ 留意事項

- (ア) 提出期限までに提出しない者又は参加資格が認められなかった者は、企画コンペに参加することができない。
- (イ) 参加資格の確認は、上記「ウ 提出期限」の日をもって行う。
- (ウ) 参加届出書類に虚偽の記載が判明した場合には、企画コンペへの参加を取り消すとともに、当該参加者が行った企画コンペ提案を無効とする。

(6) 参加資格の喪失

参加者は、4に定める企画コンペ審査日までに、参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。

(7) 企画コンペへの不参加

コンペ参加予定者が、企画コンペ審査に参加しない場合は、同審査開始日の前日までに、【様式4】企画コンペ参加辞退届を、3(1)まで持参又は郵送により申し出ること(必着のこと)。

なお、不参加となった場合も、これを理由として、以降県が実施する他の企画コンペ等について不利益な取扱いを受けることはない。

4 企画コンペ提案書等について

参加者は、企画提案書等を提出することとする。

(1) 企画コンペ提案書等

参加者は、資料2「業務仕様書」に掲げる業務内容に関して、次の事項を明確にした書類(以下「企画コンペ提案書等」という。)を作成、提出すること。

なお、企画コンペ提案書等はA4の用紙に記載し、表紙及び目次を含め概ね20枚以内とし、文字の大きさは10.5ポイント以上とすること。

ア 具体的な実施内容及び実施方法(資料2「業務仕様書」に掲げる事業内容毎に整理して作成)

なお、提案に当たり、選定するオンライントラベルエージェント(OTA)サイトの概要及びそれぞれの選定理由を明記すること。

イ 業務実施全体スケジュール

ウ 業務実施体制(組織体制及び人員配置等)

(2) 費用積算内訳書

企画コンペ提案書等とは別に作成し、本業務の実施に要する費用の内訳を明らかにすること。

※ 割引原資1,115,500千円は課税対象外

(3) 企画コンペ提案書等の提出

参加者は、企画コンペ提案書等を次により提出すること。

ア 提出部数

7部(正本1部、副本6部)

イ 提出期限

令和8年3月25日(水)午後3時[必着]

ウ 提出先

3(1)に同じ。

エ 提出方法

(ア) 持参又は郵送により提出すること。

(イ) 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参すること。

- (ウ) 郵送の場合は、封筒の表に企画コンペ提案書等在中の旨を朱書きで記載し、配達証明付書留郵便にて、3(1)あての親展で必着のこと。

オ 留意事項

- (ア) 提案は1者につき1提案とし、複数提案を認めない。
- (イ) 企画提案に当たり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、その所有者、保有者等から承諾を得ること。
- (ウ) 一度提出した企画コンペ提案書等は、これを書き換え、引き換え、撤回することができないものとする。
- (エ) ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。
- (オ) イの提出期限までに提出しない者は、企画コンペに参加できないこと。
- (カ) 審査の結果、受託候補者として選定された者は、契約締結後に県と協議・調整を行った上で、事業を実施すること。
なお、その際、企画コンペにおいて提案した企画案の実現が著しく困難となった場合、又は企画を大幅に変更せざるを得なくなった場合は、選定を取り消す（契約を解除する）ことがある。
- (キ) このほか、資料2「業務仕様書」の内容に留意の上、適正な提案を行うこと。

(4) 企画コンペ提案の無効

次のいずれかに該当する企画コンペ提案は、無効とする。

- ア 提出期限を過ぎて提案された提案
- イ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- エ その他、企画コンペに関する条件に違反した提案

5 受託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 受託候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、資料3「企画提案審査要領」に基づき、審査委員会において行う。
なお、企画コンペ提案書等の内容が、1(4)の委託料の上限額を超えた場合は、審査の対象とはしないものとする。

(2) 審査委員会の開催（予定）

- ア 開催日 令和8年3月30日（月）（予定）（詳細は別途通知する。）
- イ 開催場所 盛岡市内（盛岡地区合同庁舎8階講堂Aを予定）
- ウ 開催方法等

- (ア) 審査は、参加者から提出された企画コンペ提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて行う。なお、追加資料等の提出は認めないものであること。
- (イ) プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコン等の使用を認めるが、これらの機材は参加者が準備することを原則とし、事前に連絡すること。
- (ウ) プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書等の受付順とする。
- (エ) プレゼンテーションの時間は、1者当たり30分（説明20分、質疑応答10分）とする。
ただし、都合により、1者当たりのプレゼンテーションの時間を変更する場合がある。
- (オ) 参加者が6者を超える場合には、審査委員会において、企画コンペ提案書等による審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評された6者により、審査委員会において、企画コンペ提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行う。なお、参加者が6者以下であつ

た場合には、一次審査は行わない。

また、一次審査により上位 6 者に入らなかった者に対しては、郵送により書面で通知する。

(3) 受託候補者の決定

ア 県は、審査委員会の審査結果に基づき、第 1 順位の受託候補者を決定する。受託候補者との委託契約締結に当たっては、企画コンペ提案書等の内容を直ちに契約内容とするものではなく、受託候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、双方が合意に至った場合に随意契約を締結するものとする。

イ 審査結果は、受託候補者決定後、速やかに参加者に郵送により書面で通知する。

ウ 第 1 順位の受託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

エ アの契約内容についての協議・調整の結果、双方が合意に至らないものと県が認めた場合は、県は次点の者と契約の交渉を行う。

6 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約保証金 岩手県会計規則(平成 4 年岩手県規則第 21 号)に基づき判断する。

(3) 企画コンペ提案書等の位置づけ

企画コンペ提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と受託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

(4) 契約結果の公表

県は本契約において、契約締結の日から概算 15 日以内に関係事項を岩手県ホームページで公表する。

7 公正な企画コンペの確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画コンペ提案書等を作成しなければならない。

(3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画コンペ提案書等を意図的に開示してはならない。

(4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

8 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア 参加者が県に提出した書類(以下「提出書類」という。)に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は返却しない。

ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

(2) 企画コンペ参加に要する経費

企画コンペ参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

(3) その他

ア 参加資格確認申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。

イ 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

(4) スケジュール

参加資格確認申請書の提出期限	3月17日(火)午後5時
質問票の提出期限	3月17日(火)午後5時
質問に対する回答期限	3月19日(木)
企画コンペ提案書等の提出期限	3月25日(水)午後3時
企画コンペ提案の審査(プレゼンテーション)	3月30日(月)(予定)
企画コンペ提案審査結果の通知	4月上旬(予定)
契約締結	4月上旬(予定)